

**障害の現状に関する届出により増額改定または減額改定となった場合の診査日事務取扱の変更（指示・依頼）**

宛先	本部		ブロック本部			事務センター				年金事務所				
	各部（全）	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G	国年G	年給G	記録G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室
	○		○					○						○

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	レ	レ		

**本部関係部**  
 障害年金業務部 支払部 業務渉外部 基幹システム開発部

**目的・趣旨**  
 障害の現状に関する届出（以下「現況診断書」という。）の診査の結果、増額改定・減額改定となる場合の診査日登録事務取扱いを平成24年2月1日から変更することについてお知らせします。

**ポイント（内容）**

- 診査日登録事務取扱変更**  
 【給付指 2011-295】にて行った意見照会の結果を踏まえ、例えば増額改定の場合、現行の事務取扱では指定日の属する月の末日を診査日としていましたが、取扱変更後は指定日の属する月の初日を診査日とします。  
 取扱および額改定報告書記載例など変更内容詳細は別紙1～4をご覧ください。
- 対象**  
 国民年金（新法・旧法）または厚生年金保険（新法・旧法）または共済年金※（新法・旧法）の障害年金受給者から現況診断書の提出があり、障害状態を診査した結果、従前の障害等級より上位等級となった場合（増額改定）または従前の障害等級より下位等級となった場合（減額改定）です。  
 ※ 共済年金とは、J R、N T T、J Tの三共済です。農林年金は平成24年4月の事務移管後から対象とします。
- 適用開始日**  
 平成24年2月1日（水） 現況診断書受付分から
- 業務取扱要領の改訂**  
 本件に関する、国民年金（短期年金）年金給付関係業務取扱要領（諸変更編）の改訂は実施開始日までに行い、機構本部基幹システム開発部からお知らせします。

審査担当チェック欄 ■

照会先  
 本部年金給付部給付企画G  
 担当 太田（哲）、渡邊  
 連絡先（直通）

## 障害の現状に関する届出により増額改定または減額改定となった場合の診査日事務取扱変更について

障害年金にかかる障害の現状に関する届出（以下「現況診断書」という。）については、増額改定の場合は指定日の属する月の翌月分から、減額改定又は支給停止の場合は指定日の翌日から起算して3ヶ月を経過した日の属する月分から行っており、診査日（改定日）を末日として事務処理を行っている。（別紙2、3参照）

例えば7月生月者の場合は、増額改定の場合は7月31日、減額改定又は支給停止の場合は10月31日が診査日（改定日）となり、額改定請求が可能な日は、それぞれ翌年の8月1日、11月1日以降となる。

このため、増額改定者の場合は、翌年の8月1日に額改定請求書の提出があり、診査した結果、増額された場合、改定した金額で支払われるのは翌年9月分からとなる。減額改定者の場合は、翌年の11月1日に額改定請求書の提出があり、診査した結果、増額された場合、改定した金額で支払われるのは翌年12月分からとなる。いずれも、額改定請求により改定した金額で支払われるのは最短でも13ヵ月要しており、12ヵ月ではないことから受給権者から苦情が寄せられる原因となっている。

この点は、末日とする事務を行う根拠となっている事務取扱要領を変更することで対応可能と考える。現行、末日としていたものを、額改定請求者の請求可能な時間的利益を最大限に確保するという観点から、初日（1日）とし、1年後の同月内に額改定請求が可能となれば、改定した金額で支払われるまで最短12ヵ月となり上記問題が解決する。（別紙2、3、4参照）なお、この方法は法律改正が不要である。

以上のことから、現況診断書において増額・減額改定となる場合に、診査日を初日（1日）とするよう取扱い変更を行う。

なお、適用開始時期は平成24年2月1日現況診断書受付分からとする。

参考：国民年金法第三十四条第3項（厚生年金保険法第五十二条第3項）

前項の請求は、障害基礎年金（障害厚生年金）の受給権を取得した日又は第一項の規定による厚生労働大臣の診査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければ行うことはできない。

## 新旧対照文

## ◎ 国民年金（短期年金）年金給付関係業務取扱要領（諸変更編）

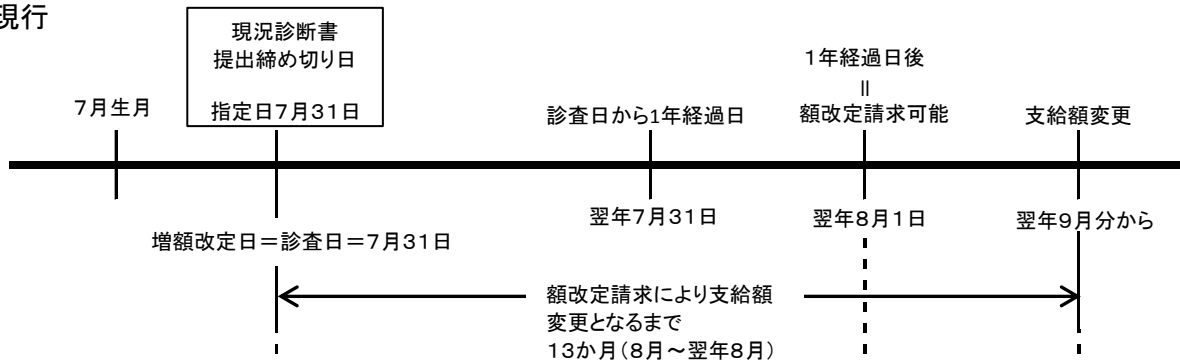
（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>【P124】</p> <p>9. 国年短期額改定報告書の記入方法について</p> <p>額改定等については、「障害基礎年金受給権者等の現況届の取扱いについて」（平成元年3月8日庁保発第6号）の通知（P136参照）により行うこと。なお、国年短期額改定報告書の記入方法は次のとおりである。</p> <p>国年短期額改定報告書（支給停止）</p> <p>(1) 年金証書の基礎年金番号・年金コード 年金証書の基礎年金番号・年金コードを記入する。</p> <p>(2) 生年月日 受給権者の生年月日を記入する。</p> <p>(3) 停止年月日</p> <p>① 停止事由が11又は12の場合</p> <p>ア. 指定日内又は指定日の翌日から起算して3ヵ月を経過した日前に現況届等が提出された場合、指定日の翌日から起算して3ヵ月を経過した日の属する月分から停止となるため、停止となる月の前月<b>初日</b>を記入すること。</p> <p>イ. 指定日の翌日から起算して3ヵ月を経過した日以降に現況届等を提出された場合、提出日の翌月から停止となるため提出月の<b>初日</b>を記入する。</p> <p>ウ. 停止事由が62、63又は65の場合 7月31日とする。</p> <p>(4) 停止事由 該当する停止事由を記入する。</p> <p>(5) 氏 名 受給権者の氏名を記入する。</p> <p>国年短期額改定報告書（支給停止解除）</p> <p>(1) 年金証書の基礎年金番号・年金コード、生年月日、氏名 国年短期額改定報告書（支給停止）の(1)、(2)、(5)により記入する。</p> <p>(2) 開始年月日 支給停止事由62又は65を解除する場合、7月31日とする。</p> <p>(3) 開始事由 01とする。</p> <p>国年短期額改定報告書（障害等級の変更）</p> <p>(1) 年金証書の基礎年金番号・年金コード、生年月日、氏名 国年短期額改定報告書（支給停止）の(1)、(2)、(5)により記入する。</p> <p>(2) 改定年月日</p> <p>① 増額改定 指定日の属する月の<b>初日</b>を記入する。なお、指定日の翌日から起算して3ヵ月を経過した後に現況届等を提出された場合、</p>	<p>【P124】</p> <p>9. 国年短期額改定報告書の記入方法について</p> <p>額改定等については、「障害基礎年金受給権者等の現況届の取扱いについて」（平成元年3月8日庁保発第6号）の通知（P136参照）により行うこと。なお、国年短期額改定報告書の記入方法は次のとおりである。</p> <p>国年短期額改定報告書（支給停止）</p> <p>(1) 年金証書の基礎年金番号・年金コード 年金証書の基礎年金番号・年金コードを記入する。</p> <p>(2) 生年月日 受給権者の生年月日を記入する。</p> <p>(3) 停止年月日</p> <p>① 停止事由が11又は12の場合</p> <p>ア. 指定日内又は指定日の翌日から起算して3ヵ月を経過した日前に現況届等が提出された場合、指定日の翌日から起算して3ヵ月を経過した日の属する月分から停止となるため、停止となる月の前月<b>末</b>を記入すること。</p> <p>イ. 指定日の翌日から起算して3ヵ月を経過した日以降に現況届等を提出された場合、提出日の翌月から停止となるため提出月の<b>末日</b>を記入する。</p> <p>ウ. 停止事由が62、63又は65の場合 7月31日とする。</p> <p>(4) 停止事由 該当する停止事由を記入する。</p> <p>(5) 氏 名 受給権者の氏名を記入する。</p> <p>国年短期額改定報告書（支給停止解除）</p> <p>(1) 年金証書の基礎年金番号・年金コード、生年月日、氏名 国年短期額改定報告書（支給停止）の(1)、(2)、(5)により記入する。</p> <p>(2) 開始年月日 支給停止事由62又は65を解除する場合、7月31日とする。</p> <p>(3) 開始事由 01とする。</p> <p>国年短期額改定報告書（障害等級の変更）</p> <p>(1) 年金証書の基礎年金番号・年金コード、生年月日、氏名 国年短期額改定報告書（支給停止）の(1)、(2)、(5)により記入する。</p> <p>(2) 改定年月日</p> <p>① 増額改定 指定日の属する月の<b>月末</b>を記入する。なお、指定日の翌日から起算して3ヵ月を経過した後に現況届等を提出された場合、</p>

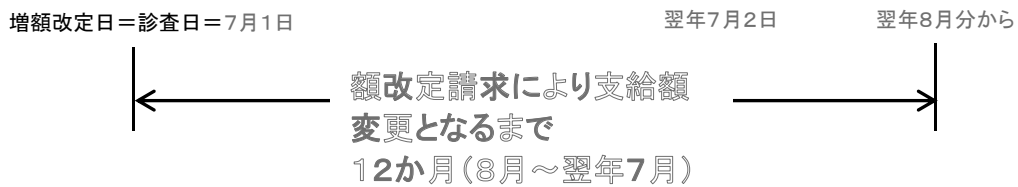
<p>提出のあった日の属する月の翌日から改定を行うため、提出のあった月の<u>初日</u>を記入する。</p> <p><b>【P125】</b></p> <p>② 減額改定 国年短期額改定報告書（支給停止）の（3）のア、イにより記入する。</p> <p>(3) 改定事由 07とする。</p> <p>(4) 障害関係項目 障害等級の変更に伴い、変更する項目がある場合は該当する項目のみ記入する。</p>	<p>提出のあった日の属する月の翌日から改定を行うため、提出のあった月の<u>月末</u>を記入する。</p> <p><b>【P125】</b></p> <p>② 減額改定 国年短期額改定報告書（支給停止）の（3）のア、イにより記入する。</p> <p>(3) 改定事由 07とする。</p> <p>(4) 障害関係項目 障害等級の変更に伴い、変更する項目がある場合は該当する項目のみ記入する。</p>
---	---

【 増額改定 】 例 7月生月者、指定日までに現況診断書が提出された場合

○現行

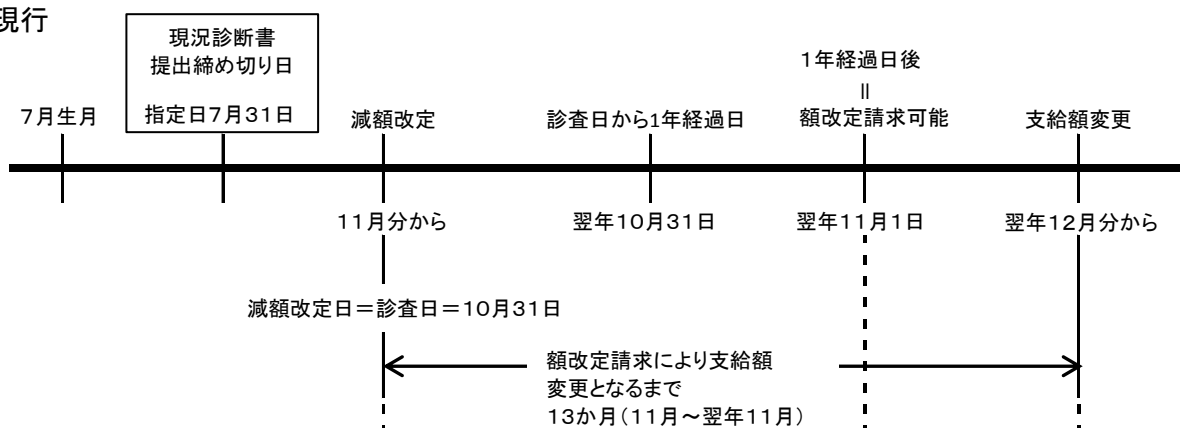


○変更案

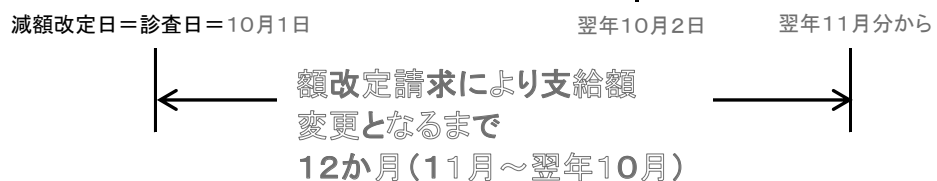


【 減額改定 】 例 7月生月者、指定日までに現況診断書が提出された場合

○現行



○変更案



平成 ××年 ××月××日

国 年 短 期

額 改 定 報 告 書 (障害等級の変更)

×××× (拠点名)

54	年金証書の基礎年金番号・年金コード		生年月日	改定年月日	改定事由	診断書	障害等級	障害号	傷病名	差引割合	有固年数	有固年度	氏名	備考
	例 7月生月者の場合(増額改定かつ、指定日の翌日から起算して3ヵ月を経過する前に現況診断書の提出があった場合。)													
			1357				0.7							
	現行の取扱い		1357				0.7							
	××××	××××××××	1357	××××	××××	2.4	0.7	3.1	0.7	×	×	×	ネンキン ハナコ	
			1357											
	変更案		1357				0.7							
	××××	××××××××	1357	××××	××××	2.4	0.7	0.1	0.7	×	×	×	ネンキン ハナコ	
			1357				0.7							
			1357				0.7							
			1357				0.7							